

国 東 市 公 園 再 編 指 針

令和 6 年 3 月

国東市

【目 次】

1. 目的・背景	1
1-1. 目的・背景	1
1-2. 現状	3
2. 公園再編の考え方	6
2-1. 公園とは	6
2-2. 賑わいの創出に向けた見直しの考え方	11
3. 公園の評価結果	15
3-1. 公園毎の評価結果	15
3-2. 評価項目毎の結果	19
4. 公園再編の方向性	23
4-1. 今後の公園のあり方	23
4-2. 公園再編のモデル案	24
4-3. 見直しの方向性(検討の視点)を判定するフロー	25
5. 実現に向けて	26

用語集

1. 目的・背景

1-1. 目的・背景

良好な居住環境を形成するために整備される公園は、土地利用の視点からまちづくりの誘導を行う機能を持っており、憩いや遊びの場、災害時の避難場所となるほか、人々の交流が生まれ、コミュニティの活動の場として活用されることが期待されています。

本市には、遊具のある公園、眺めの良い公園、自然を感じる公園や市民が憩いの場として利用する公園など 54 箇所の公園があります。

その多くは設置から 20 年以上が経過しており、地域ごとに異なる度合いで人口減少が進むなど、当初の設置目的が周辺状況の変化により、その役割を果たせなくなっている一方で、人口の年齢構成や施設ニーズの変化に合わせた対応が求められています。

このことから、人口減少により公園の利用者も減少することは避けられず、公園の必要性や公園機能についての検討が必要であり、再編のあり方を示すことが課題となっています。

そこで、中長期的な視点から計画的に公園再編を推進するためには、客観的に公園の持つ機能を評価することが必要です。その上で公園再編の実現に向けて、利用状況や地域のニーズを把握し、市民の方々との合意形成が重要となります。

本指針は、本市の公園のあり方について、公園の立地や規模、周辺の土地利用等の特性を踏まえ、見直しの基本的な考え方として指針を設定します。

1-2. 現状

■対象公園

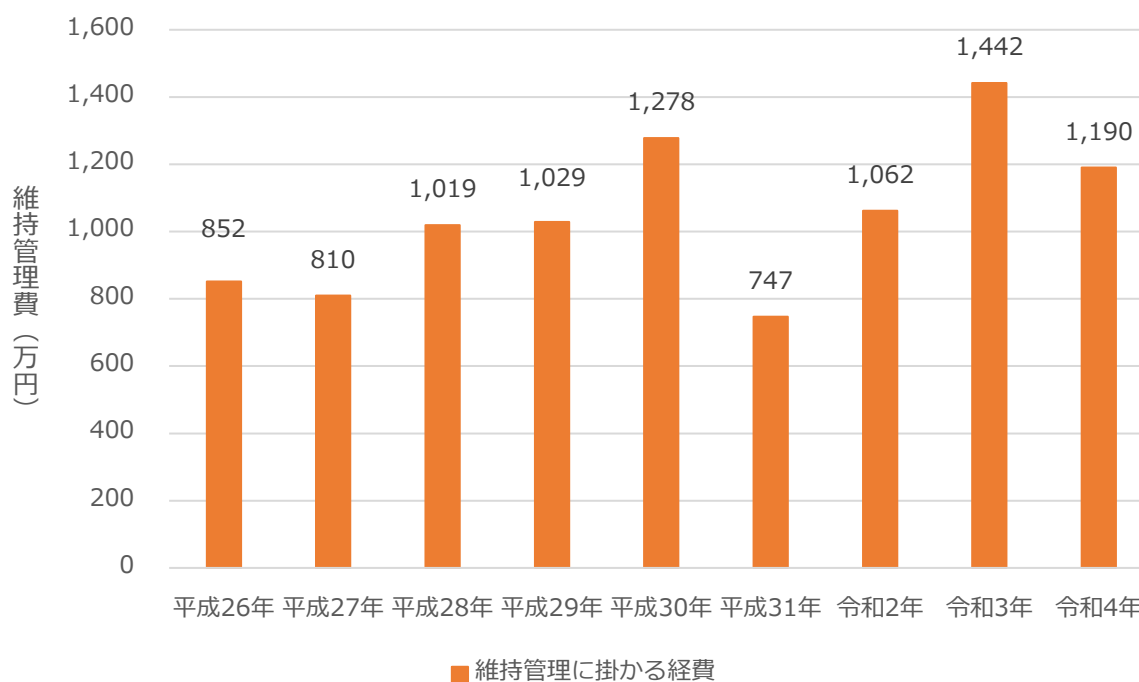
市民の方々が利用している公園や広場等は以下のとおりです。

No.	公園名	所在地	担当課	備考
1	大高島公園	国東市国見町竹田津 2671 番地 9 ほか	林業水産課	
2	中団地公園	国東市国見町野田 3147 番地 1	まちづくり推進課	
3	八坂団地公園	国東市国見町野田 3076 番地ほか	まちづくり推進課	
4	権現崎ふるさと自然公園	国東市国見町伊美 3688 番地ほか	まちづくり推進課	
5	くにみ海浜公園	国東市国見町伊美 3864 番地	社会教育課	県施設
6	国見総合運動公園	国東市国東町伊美 3884 番地ほか	社会教育課	
7	岐部団地公園	国東市国見町岐部 1885 番地 5 ほか	まちづくり推進課	
8	中ノ迫公園	国東市国東町浜 5327 番地	環境衛生課	
9	羽田海岸りんりんパーク	国東市国東町富来浦 877 番地 1 ほか	建設課	県施設
10	下成仏河川プール公園	国東市国東町下成仏	建設課	県施設
11	両子ふれあい公園	国東市安岐町両子 1594 番地 1 ほか	建設課	県施設
12	行入ダム公園	国東市国東町横手 4923 番地 1 ほか	建設課	県施設
13	天拝地区農村広場	国東市国東町中田 3015 番地 26	財政課	
14	サンコーポラス富来公園	国東市国東町富来浦 1851 番地 38	まちづくり推進課	
15	安ヶ浜公園	国東市国東町田深 1571 番地 15	財政課	都市公園
16	弥生のムラ安国寺集落遺跡公園	国東市国東町安国寺 1635 番地ほか	文化財課	都市計画公園
17	田深川エコリバー公園	国東市国東町安国寺 803 番地 1 ほか	建設課	県施設
18	くにさき公園	国東市国東町田深 250 番地 1 ほか	財政課	都市公園
19	ふれあい公園	国東市国東町鶴川 1387 番地 1	財政課	都市公園
20	鼻山児童公園	国東市国東町鶴川 952 番地 1 ほか	財政課	都市計画公園
21	平床漁港環境広場	国東市国東町鶴川 957 番地 1	林業水産課	
22	小原団地公園	国東市国東町小原 2014 番地ほか	まちづくり推進課	
23	夢咲公園	国東市国東町小原 2678 番地 1 ほか (道の駅くにさき内)	観光課	
24	黒津崎国民休養地	国東市国東町小原 3233 番地 1 ほか	観光課	
25	報恩寺公園	国東市武蔵町麻田 659 番地 1 ほか	財政課	
26	重藤団地公園	国東市国東町重藤 189 番地 4	まちづくり推進課	
27	武蔵多目的広場（グラウンド）	国東市武蔵町内田 900 番地ほか	社会教育課	
28	武蔵体力づくり広場	国東市武蔵町古市 839 番地 5 ほか	社会教育課	
29	武蔵農村公園	国東市武蔵町古市 1231 番地 1	財政課	
30	ふれあいの森武蔵中央公園	国東市武蔵町古市 1111 番地 3 ほか	財政課	
31	港団地公園	国東市武蔵町古市 399 番地 4	まちづくり推進課	
32	月山団地公園	国東市武蔵町糸原 892 番地 1 ほか	まちづくり推進課	
33	池見台団地公園	国東市武蔵町糸原 877 番地 1 ほか	まちづくり推進課	
34	金手公園	国東市武蔵町糸原 995 番地 1	財政課	
35	鋤迫池公園	国東市武蔵町糸原 864 番地ほか	財政課	
36	糸原児童公園	国東市武蔵町糸原 1350 番地 2	財政課	
37	大海田漁港環境広場	国東市武蔵町糸原 3185 番地 9 ほか	林業水産課	
38	空港展望公園	国東市武蔵町糸原 3339 番地 21 ほか	財政課	
39	楓江住宅公園	国東市安岐町下原 508 番地 36 ほか	まちづくり推進課	

No.	公園名	所在地	担当課	備考
40	向陽台多目的広場	国東市武蔵町向陽台 1 番地 1	社会教育課	
41	武蔵向陽台コーナー公園	国東市武蔵町向陽台 3 番地 9	財政課	
42	武蔵向陽台さざんか公園	国東市武蔵町向陽台 5 番地 8	財政課	
43	武蔵向陽台ひまわり公園	国東市武蔵町向陽台 10 番地 2	財政課	
44	武蔵向陽台あじさい公園	国東市武蔵町向陽台 14 番地 3	財政課	
45	安岐向陽台中央公園	国東市安岐町向陽台 1 番地 1	財政課	
46	安岐向陽台こすもす公園	国東市安岐町向陽台 6 番地 4	財政課	
47	安岐向陽台さるびあ公園	国東市安岐町向陽台 9 番地 8	財政課	
48	安岐向陽台コーナー公園	国東市安岐町向陽台 11 番地 6	財政課	
49	安岐向陽台やまぶき公園	国東市安岐町向陽台 17 番地 5	財政課	
50	小城展望公園	国東市武蔵町小城 1002 番地 1	財政課	
51	上橋住宅公園	国東市安岐町瀬戸田 1234 番地 1	まちづくり推進課	
52	安岐コミュニティ広場（たいたい公園）	国東市安岐町中園 437 番地ほか	社会教育課	
53	川原住宅公園	国東市安岐町下原 2704 番地ほか	まちづくり推進課	
54	塩屋農村公園	国東市安岐町塩屋 360 番地 1 ほか	農政課	

■維持管理費

公園の維持管理費は、改修費用の規模により一時的に減少する年もありますが、人口減少に反比例して概ね増加傾向にあります。しかし、公園を安全で快適な状態を維持するには、園内清掃、除草作業、遊具の点検や施設の修繕など維持管理は欠かせません。このまま人口減少が進む中、現状の公園規模や維持管理費を負担し続けながら、公園の機能の充実や施設の更新を図るには大きな財政負担が生じることから、公園のあり方について整理する必要があります。

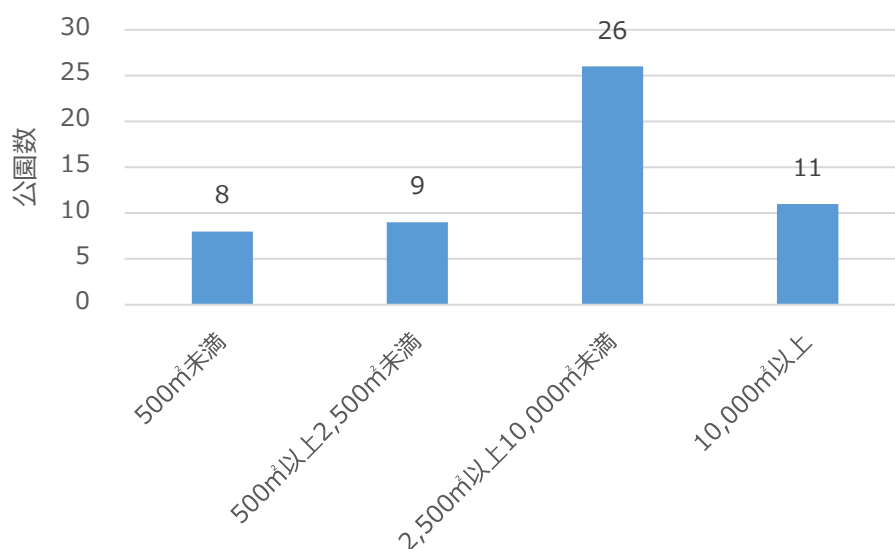


※財政課が管理する公園・広場（22箇所）の維持管理費の推移を掲載しています。

■面積

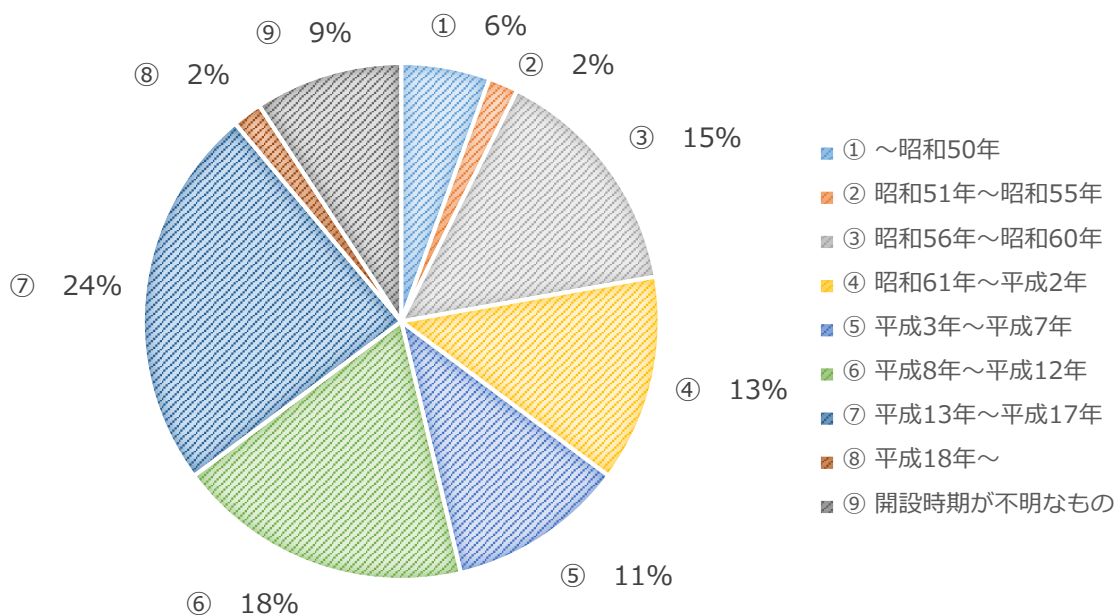
公園1箇所あたりの面積を見ると、2,500㎡以上10,000㎡未満の公園は全体の半数程度の26公園あります。また、10,000㎡以上の公園は11公園あります。一方、500㎡未満の公園は8公園あり、500㎡以上2,500㎡未満の公園は9公園あります。

※一般的に徒歩圏内（半径250m以内）の住民が利用する都市公園の面積は、2,500㎡とされています。



■開設時期

本市には54箇所の公園や広場が設置されており、公園の開設時期を見ると、平成13年から平成17年までに開設された公園が最も多く、全体の24%を占めています。現在、設置から20年以上経過した公園が全体のおよそ65%、面積に換算するとおよそ81%を占めていることから、各施設の老朽化が進行しています。



2. 公園再編の考え方

公園は誰でも自由に使える空間であり、市民の日常生活に密着した存在です。そのため、中長期的に見れば公園等を取り巻く環境は変わりうるものであり、経済社会情勢の変化に応じて公園のあり方を見直す必要があります。

公園の再編を考えることは市民の日常生活の見直しを考えることでもあるため、土地利用（まちづくり）の視点から公園の持つ機能を整理し、見直しの視点と評価項目を示すものです。

2-1. 公園とは

公園は、人々のレクリエーションの空間、良好な都市景観の形成、都市環境の改善、都市防災性の確保、豊かな地域づくりに資する交流の空間の提供を目的として設置され、一定区域内の土地にそれぞれの目的に応じた形態で一般市民に開放している施設です。

国土交通省が示している都市計画運用指針に記されている定義は以下のとおりです。

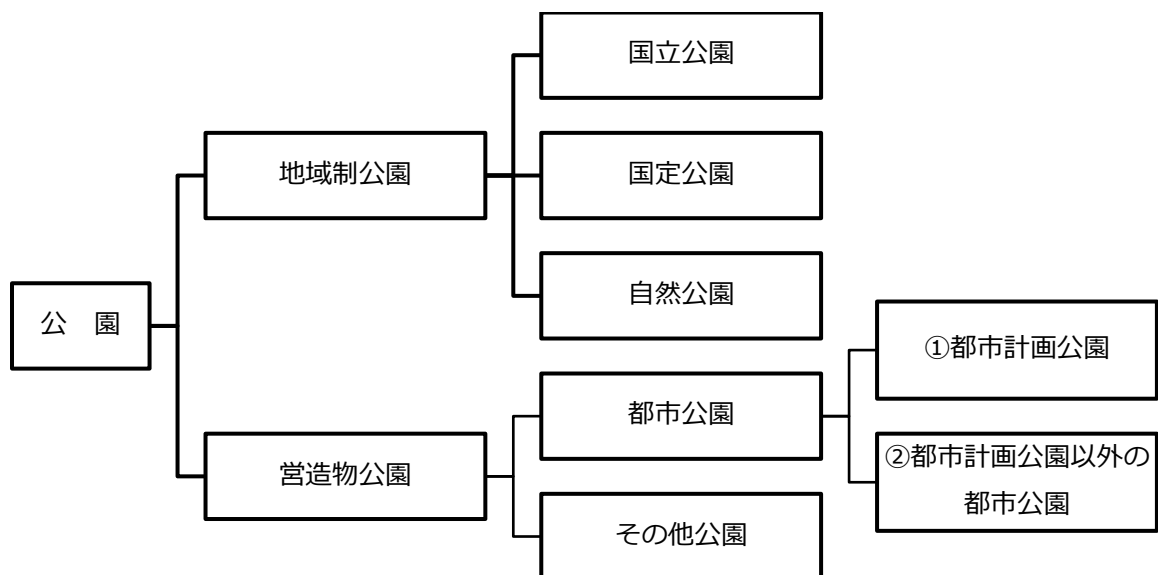
公園 … 主として自然的環境の中で、休息、鑑賞、散歩、遊戯、運動等のレクリエーション及び大震火災等の災害時の避難等の用に供することを目的とする公共空地

緑地 … 主として自然的環境を有し、環境の保全、公害の緩和、災害の防止、景観の向上及び緑道の用に供することを目的とする公共空地

広場 … 主として歩行者等の休息、鑑賞、交流等の用に供することを目的とする公共空地

(1) 公園の分類

公園には以下の種類があり、本市が管理する公園はこのうちの都市公園とその他公園です。



■都市公園とは

都市公園は、都市公園法に基づき設置される、下記の①または②に該当する公園・緑地のことをいいます。

- ①都市計画法に基づき、都市計画決定された都市計画施設である公園または緑地で、国または地方公共団体が設置するものです。(都市計画公園)
- ②都市計画法による都市計画区域内において、地方公共団体の設置する公園または緑地です。この場合、都市計画決定の有無に関わらず、また都市計画事業により施行されたものに限りません。(都市計画公園以外の都市公園)

■その他公園とは

その他公園は、都市公園以外の市が管理する公園で、個別の条例等に基づき設置された公園・緑地のことをいいます。

公園種類		公園数	面積 (㎡)
都市公園	都市計画公園	2	50,141
	都市計画公園以外の都市公園	3	9,464
その他公園		49	660,652
計		54	718,456

(2) 公園の役割とは

公園緑地の役割は、一般的に存在効果と利用効果に大別されます。存在効果とは、公園緑地が存在することによって、都市機能、都市環境等都市構造上（いわゆる、まちづくり）にもたらされる効果のことです。利用効果とは、公園緑地を利用する都市住民にもたらされる効果のことです。

公園緑地の効果には、以下の分類があります。

▼公園緑地の効果（出典：公園緑地マニュアル令和5年度版）

効果の分類	内容	
存在効果	①都市形態規制効果	無秩序な市街化の連担の防止等都市の発展形態の規制・誘導
	②環境衛生的効果	ヒートアイランドの緩和等都市の気温の調節、騒音・振動の吸収、防風、防塵、大気汚染防止、省エネルギー効果等
	③防災効果	大規模地震火災時の避難地、延焼防止、爆発等の緩衝、洪水調節、災害危険地の保護等
	④心理的効果	みどりによる心理的安定効果、美しく潤いのある都市景観、郷土に対する愛着意識の涵養
	⑤経済的効果	みどりの存在による周辺地区への地下上昇等の経済効果、地域の文化・歴史資産と一体となった緑地による観光資源等への付加価値
	⑥自然環境保全効果	
	⑦生物の生息環境保全効果	
利用効果	①休養・休憩の場	
	②子どもの健全な育成の場	
	③競技スポーツ、健康運動の場	
	④教養、文化活動等様々な余暇活動の場	
	⑤地域のコミュニティ活動、参加活動の場	

(3) 公園のストック効果の向上（求められる役割の発揮）

■『都市公園のあり方』に係る国の動き

国では、人口減少・少子高齢化社会におけるオープンスペースの再編や利活性のあり方、町の活力と個性を支える都市公園の運営のあり方等について検討するため、平成26年に「新たな時代の都市マネジメントに対応した都市公園等のあり方検討会」が開催されました。平成28年5月に公表された最終報告書では、緑とオープンスペースが有する多機能性を再認識した上で、民との連携を加速し、都市公園を一層柔軟に使いこなすことで、緑とオープンスペースのポテンシャルを都市のため、地域のため、市民のために発揮させるための新たなステージへ向けた政策を推進すべきとされています。

その後、幅広い国民生活や社会経済生活を支えていくためには、社会資本整備がその本来の役割であるストック効果を最大限発揮していくことが国から示され、ストック効果の向上に向けた取り組みの参考として「都市公園のストック効果向上に向けた手引き」が公表されました。当該手引きでは、公園のストック効果として9つの効果が示されています。

ストック効果の向上は都市公園のみならず一般の公園等にもあてはまるものです。ストック効果を最大限発揮させるためには、「整備したから効果が出る」という発想から「公園の特性に応じて積極的に効果を出す」という発想に転換し、効果を高める工夫を講じることが重要となります。

■『都市公園のあり方』に係る大分県の動き

大分県では、都市計画公園については公園の整備状況や周辺土地利用の変化などを考慮しながら都市計画決定当時の役割等を検証し、必要に応じて整備・見直しの方向性を検討するとともに、県及び市町村が既存の都市施設の検証と見直しを円滑に行うためのガイドラインを平成17年4月に「都市施設の整備・見直し方針」として策定しています。

その中では、将来にわたって必要な都市公園に、重点的・効率的に投資していくことが必要であるとし「必要性」の視点には、公園が持つ基本的な機能（レクリエーション機能、環境保全機能、防災機能、景観機能）が用いられており、これは国が示すストック効果と重なります。

また、整備・見直しの方向性への振り分けについては、「必要性」等の見直しの視点を個別に判断し、結果を分岐させるフローチャートを用いて判定を行っています。

▼国が示す公園のストック効果分類

社会資本の ストック効果	公園のストック効果分類	
安全・安心効果 地震、津波、洪水等への災害安全性を向上させ、安全・安心を確保する効果	①防災性向上効果	災害発生時の避難地、防災拠点等となることによって都市の安全性を向上させる効果
生活の質の向上効果 衛生状態の改善、生活アメニティの向上などの生活水準の向上に寄与し、生活の質を高める効果	②環境維持・改善効果	生物多様性の確保、ヒートアイランドの解消等の都市環境の改善をもたらす効果
	③健康・レクリエーション空間提供効果	健康運動、レクリエーションの場となり心身の健康増進等をもたらす効果
	④景観形成効果	季節感を享受できる景観の提供、良好な街並みの形成効果
	⑤文化伝承効果	地域の文化を伝承、発信する効果
	⑥子育て、教育効果	子どもの健全な育成の場を提供する効果
生産拡大効果 移動時間の短縮、輸送費の低下等によって経済活動の生産性を向上させ、経済成長をもたらす効果	⑧観光振興効果	観光客の誘致等により地域の賑わい創出、活性化をもたらす効果
	⑨経済活性化効果	企業立地の促進、雇用の創出等により経済を活性化させる効果

出典：都市公園ストック効果向上に向けた手引き（国土交通省）

2-2. 賑わいの創出に向けた見直しの考え方

国が示す今後の都市公園のあり方は、一般の公園等にも当てはまるもので、既存のストック効果を高めることを謳っています。また、大分県が策定した「都市における公園の見直し方針」の中で必要性の視点において用いている評価指標（レクリエーション機能、環境保全機能、防災機能、景観機能）はストック効果に触れたものであり、参考となるものです。

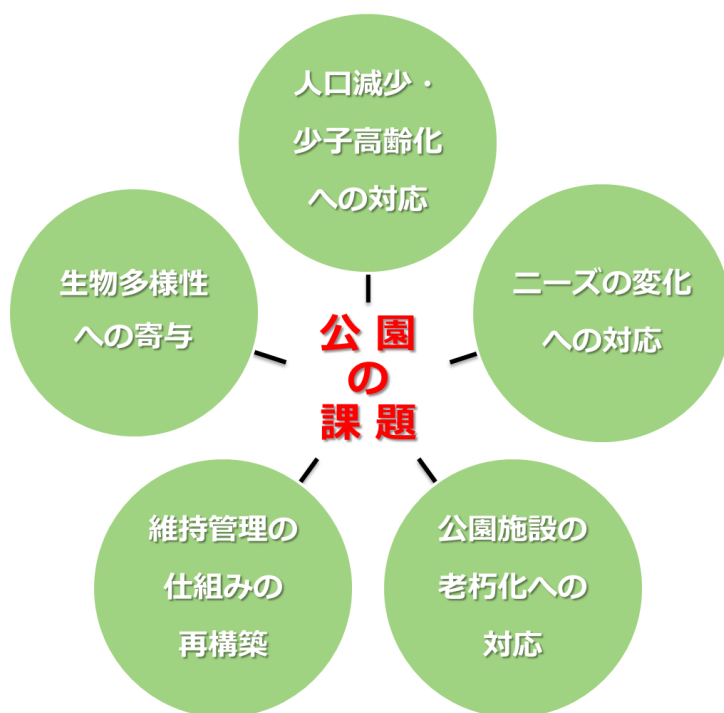
(1) 基本的な考え方（見直しの視点）

公園は、都市に必要不可欠な環境基盤として多くの生物の生息・生育の場となるとともに、都市住民の憩いの場、多様なレクリエーションの場、災害発生時の避難地や避難路、地域固有の美しい風景・景観の形成等に大きな役割を果たすために、これまで整備されてきました。しかし、社会状況は大きく変化しており、我が国では平成20年の約1億2,800万人をピークに人口減少社会に突入し、少子高齢化や地域的な人口の偏在も加速しています。また、都市公園をはじめとした社会資本整備が進む一方、我が国の財政状況は平成2年以降急速に悪化し、厳しい財政制約の中での社会資本の効率的な整備、管理が課題となっています。

本市においても人口は減少傾向にあり、高齢化率が高く推移しています。また、設置から20年以上経過している公園も多く、各施設の老朽化が進行しています。このように公園を取り巻く状況は大きく変化を迎え、転換期が訪れています。

そのような背景の中、今後も良好な環境を市民に提供するためには、公園の周辺環境やニーズの変化を考慮し、必要性に応じた公園の再編・再生を進めていく必要があります。

▼ 公園のおかれている課題のイメージ



以上を踏まえ、公園再編を見直す視点として、以下の3つを設定します。

視点1：公園の必要性・優先性からの検証

公園を整備することで多種の効果を得られますが、大きくは、レクリエーション機能、環境保全機能、防災機能、景観機能、生産拡大機能の5つの機能に分類されます。これらの機能を発揮することによって得られるストック効果を高め、社会状況やニーズに柔軟に対応する必要があります。そのため、対象地の周囲の状況からこれらの機能について分析し、公園の必要性・優先性を検証する視点が重要です。

視点2：公園の整備状況・維持管理状況からの検証

国東市の公園は、都市公園のほか農村広場や体育施設、普通公園などがあり、それぞれ整備状況が異なります。また、管理もそれぞれの課でされており、維持管理の状況は異なります。そのため、今後も継続して公園機能を発揮するには、整備状況や維持管理状況から公園の質を評価する視点が重要です。

視点3：今後のまちづくりとの整合性の検証

国東市都市計画マスタープランや国東市立地適正化計画、国東市景観計画など、国東市の今後のまちづくりの方向性を踏まえ、公園の役割を検証する視点が重要です。特に国東市立地適正化計画においては、居住誘導区域や都市機能誘導区域が設定されており、これらを踏まえた視点が重要となります。

(3) 見直しの評価指標等の設定

3つの視点から公園を定量的に検証する評価指標を以下のように設定します。

評価項目		評価指標	評価の考え方
【立地特性】 公園の必要性・ 優先性（ストック 効果）	レクリエーション 機能	令和2年～令和22年 の人口増減により判定	将来人口が増加すると予想される地域 は居住環境の向上のためにレクリエー ション機能の発揮が求められる
	環境保全機能	公園誘致圏内の自然的 土地利用の割合により 判定	公園誘致圏内の自然的土地利用が少な い公園は公園の環境保全機能の発揮が 求められる
	防災機能	各種ハザードマップの 指定状況により判定	避難場所・救援活動の拠点となるため、 防災機能の発揮が求められる
	景観機能	国東市景観計画におけ る景観形成重点地区の 指定状況により判定	景観形成において重要な役割を有する 景観形成重点地区では、公園も景観形成 の一助となることが求められる
	生産拡大機能	市外の観光客の利用の 有無・可能性により判 定	今後、市外からの公園利用者を高め交流 人口を増加させるため、観光に資する公 園が求められる
【利用状況】 イベント利用の有無		イベント利用の有無に より判定	利用状況を判断するため、催しや競技大 会等のイベントで利用されている公園 は、公園の利用促進が期待される ※遠足や地元団体での活動は含まれな い
【公園の質】 公園の整備・ 維持管理状況	維持管理状況	単位面積あたりの維持 管理費用により判定	公園の維持管理費用を比較し、整備にか かる維持管理費用の水準を把握する
	遊具、トイレ、駐車場 の設置状況	遊具、トイレ、駐車場 の有無により判定	利用者に便益を与える施設である遊具、 トイレ、駐車場があることで、公園利用 者の促進が期待される
	面積	公園面積2,500㎡を基 準により判定	公園面積が大きいものは、機能拡充など の利活用の促進が期待できる
【まちづくりと の整合性】 上位関連計画に おける位置づけ	居住の誘導	居住誘導区域に指定さ れているかにより判定	居住誘導区域に指定されている地域は、 居住環境を高めることが求められるこ とから公園の量が求められる
	まちづくりの拠点	国東市都市計画マスタ ープラン及び国東市立 地適正化計画において 拠点に指定されている かにより判定	都市の顔や賑わいの中核となるべき場 所では、その受け皿として公園の配置が 求められる
【代替機能】 公園の代替機能 の有無	代替機能の有無	誘致圏域内に代替機能 となる公園・広場が存 在するかにより判定	公園サービス提供の観点から公園の統 廃合が可能かを判断する
	根拠法令による規定	各公園の根拠法令によ り判定	法令により用途転換・集約に係る制約の 有無を確認する

(4) 各項目の評価方法

■立地特性の判定

立地特性の判定では、ストック効果（レクリエーション機能・環境保全機能・防災機能・景観機能・生産拡大機能）について、それぞれ0～2点で評価します。

■利用状況の判定

利用状況の判定では、対象公園が地域で使われている公園なのかを判断するため、イベント利用の有無で評価します。

■公園の質の判定

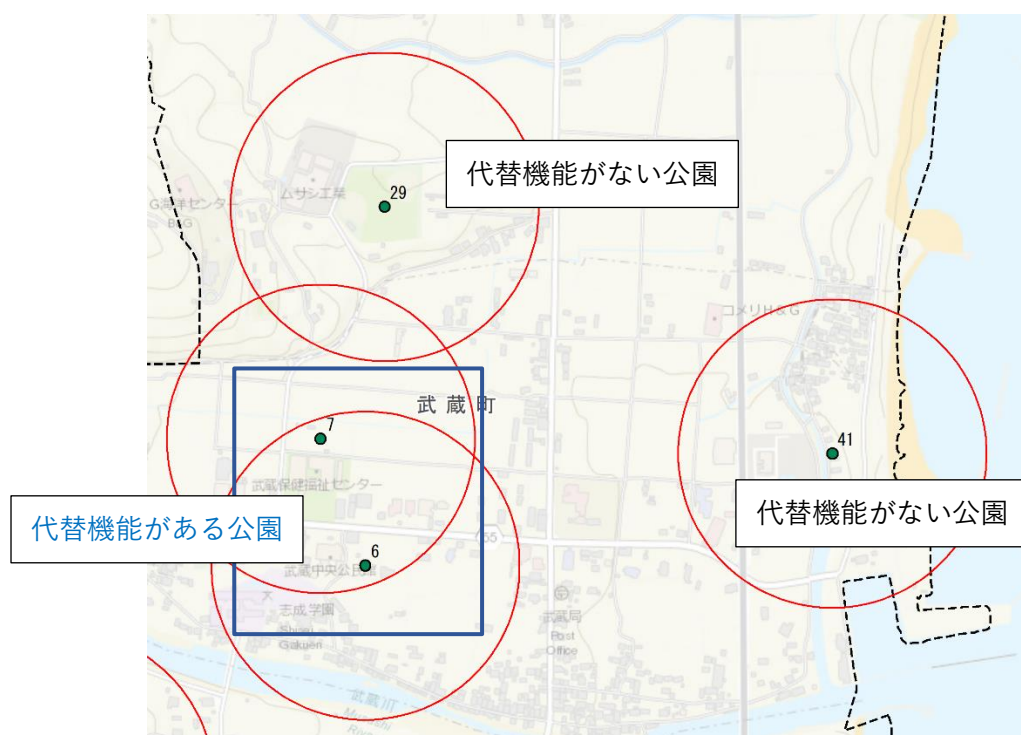
公園の質の判定では、維持管理状況・遊具、トイレ、駐車場の設置状況・面積について、それぞれ0～3点で評価します。

■まちづくりとの整合の判定

まちづくりとの整合の判定では、国東市立地適正化計画における居住誘導区域の指定及び国東市都市計画マスタープランにおける都市拠点や観光・レクリエーション拠点等に位置づけられているかを判断し、該当している公園を0～2点で評価します。

■代替機能の有無の判定

代替機能の有無については、各公園の中心が誘致距離（半径250mの徒歩圏内）に含まれる公園を代替機能がある公園として判断します。



3. 公園の評価結果

誘致圏（半径 250m の徒歩圏内）における評価結果は以下のとおりです。

3-1. 公園毎の評価結果

各項目の評価を行った結果を以下に示します。

No.	公園名	立地特性					公園利用状況
		レクリエーション 機能	環境 保全 機能	防災 機能	景観 機能	生産 拡大 機能	イベント 利用状況
1	大高島公園	0点	1点	1点	0点	0点	無し
2	中団地公園	0点	0点	0点	0点	0点	無し
3	八坂団地公園	0点	0点	0点	0点	0点	無し
4	権現崎ふるさと自然公園	1点	0点	0点	0点	1点	無し
5	くにもみ海浜公園	0点	0点	1点	0点	1点	有り
6	国見総合運動公園	0点	0点	1点	0点	0点	無し
7	岐部団地公園	0点	0点	2点	0点	0点	無し
8	中ノ迫公園	0点	0点	0点	0点	0点	無し
9	羽田海岸りんりんパーク	1点	0点	0点	1点	0点	無し
10	下成仏河川プール公園	0点	0点	1点	0点	0点	無し
11	両子ふれあい公園	1点	0点	1点	1点	1点	無し
12	行入ダム公園	1点	0点	1点	1点	0点	無し
13	天拝地区農村広場	1点	0点	0点	0点	0点	無し
14	サンコーポラス富来公園	0点	0点	0点	0点	0点	無し
15	安ヶ浜公園	0点	0点	1点	0点	0点	無し
16	弥生のムラ安国寺集落遺跡公園	1点	0点	0点	0点	1点	有り
17	田深川エコリバー公園	0点	0点	0点	1点	0点	無し
18	くにさき公園	0点	0点	0点	0点	0点	無し
19	ふれあい公園	0点	2点	0点	1点	0点	無し
20	鼻山児童公園	0点	0点	0点	1点	0点	無し
21	平床漁港環境広場	0点	0点	0点	1点	0点	無し
22	小原団地公園	0点	0点	0点	0点	0点	無し
23	夢咲公園	0点	0点	0点	0点	1点	無し
24	黒津崎国民休養地	1点	0点	0点	0点	1点	有り
25	報恩寺公園	0点	0点	0点	0点	0点	有り
26	重藤団地公園	0点	0点	0点	1点	0点	無し
27	武蔵多目的広場（グラウンド）	0点	0点	0点	0点	0点	無し
28	武蔵体力づくり広場	0点	0点	0点	0点	0点	無し

No.	公園名	立地特性					公園利用状況
		レクリエーション 機能	環境 保全 機能	防災 機能	景観 機能	生産 拡大 機能	イベント 利用状況
29	武蔵農村公園	0点	0点	0点	0点	0点	有り
30	ふれあいの森武蔵中央公園	0点	0点	0点	0点	0点	無し
31	港団地公園	0点	0点	0点	0点	0点	無し
32	月山団地公園	0点	0点	0点	0点	0点	無し
33	池見台団地公園	0点	0点	0点	0点	0点	無し
34	金手公園	0点	0点	0点	0点	0点	無し
35	鋤迫池公園	0点	0点	0点	0点	0点	無し
36	糸原児童公園	0点	1点	0点	1点	0点	無し
37	大海田漁港環境広場	0点	1点	0点	1点	0点	無し
38	空港展望公園	1点	0点	0点	1点	1点	無し
39	楓江住宅公園	0点	1点	0点	1点	0点	無し
40	向陽台多目的広場	2点	0点	0点	0点	0点	無し
41	武蔵向陽台コーナー公園	2点	0点	0点	0点	0点	無し
42	武蔵向陽台さざんか公園	2点	0点	0点	0点	0点	無し
43	武蔵向陽台ひまわり公園	2点	0点	0点	0点	0点	無し
44	武蔵向陽台あじさい公園	2点	0点	0点	0点	0点	無し
45	安岐向陽台中央公園	2点	0点	0点	0点	0点	無し
46	安岐向陽台こすもす公園	2点	0点	0点	0点	0点	無し
47	安岐向陽台さるびあ公園	2点	0点	0点	0点	0点	無し
48	安岐向陽台コーナー公園	2点	0点	0点	0点	0点	無し
49	安岐向陽台やまぶき公園	2点	0点	0点	0点	0点	無し
50	小城展望公園	1点	0点	0点	0点	1点	無し
51	上椿住宅公園	0点	0点	0点	0点	0点	無し
52	安岐コミュニティ広場（たいたい公園）	2点	0点	1点	0点	0点	有り
53	川原住宅公園	0点	0点	1点	0点	0点	無し
54	塩屋農村公園	0点	1点	1点	0点	0点	無し

No.	公園名	公園の質			まちづくりとの整合		代替機能の有無	制約の有無
		維持管理状況	施設設置状況	面積	居住の誘導	まちづくり拠点		
1	大高島公園	0点	0点	1点	0点	0点	無し	制約無し
2	中団地公園	0点	1点	0点	0点	1点	無し	制約無し
3	八坂団地公園	0点	1点	1点	0点	1点	無し	制約無し
4	権現崎ふるさと自然公園	0点	2点	1点	0点	2点	無し	制約無し
5	くにも海浜公園	0点	2点	1点	0点	2点	無し	制約無し
6	国見総合運動公園	0点	2点	1点	0点	2点	無し	制約有り
7	岐部団地公園	0点	1点	1点	0点	0点	無し	制約無し
8	中ノ迫公園	0点	1点	1点	0点	0点	無し	制約無し
9	羽田海岸りんりんパーク	0点	2点	0点	0点	0点	無し	制約有り
10	下成仏河川プール公園	0点	2点	0点	0点	0点	無し	制約有り
11	両子ふれあい公園	0点	2点	1点	0点	0点	無し	制約有り
12	行入ダム公園	0点	2点	1点	0点	2点	無し	制約有り
13	天拝地区農村広場	0点	2点	1点	0点	0点	無し	制約無し
14	サンコーポラス富来公園	0点	1点	1点	0点	0点	無し	制約無し
15	安ヶ浜公園	0点	1点	1点	0点	2点	無し	制約有り
16	弥生のムラ安国寺集落遺跡公園	0点	2点	1点	0点	0点	無し	制約有り
17	田深川エコリバー公園	0点	0点	1点	1点	2点	無し	制約有り
18	くにさき公園	0点	0点	1点	0点	2点	無し	制約有り
19	ふれあい公園	0点	0点	0点	1点	2点	無し	制約有り
20	鼻山児童公園	0点	1点	1点	1点	2点	有り	制約有り
21	平床漁港環境広場	0点	2点	1点	0点	2点	有り	制約無し
22	小原団地公園	0点	1点	1点	0点	2点	無し	制約無し
23	夢咲公園	1点	3点	1点	0点	2点	無し	制約無し
24	黒津崎国民休養地	0点	2点	1点	0点	2点	無し	制約無し
25	報恩寺公園	0点	2点	1点	0点	0点	無し	制約無し
26	重藤団地公園	0点	1点	1点	0点	0点	無し	制約無し
27	武蔵多目的広場（グラウンド）	0点	2点	1点	0点	0点	無し	制約無し
28	武蔵体力づくり広場	0点	2点	1点	0点	0点	無し	制約無し
29	武蔵農村公園	1点	3点	1点	0点	0点	有り	制約無し
30	ふれあいの森武蔵中央公園	1点	0点	1点	0点	0点	有り	制約無し
31	港団地公園	0点	1点	0点	0点	0点	無し	制約無し
32	月山団地公園	0点	1点	1点	0点	1点	有り	制約無し
33	池見台団地公園	0点	1点	0点	0点	1点	有り	制約無し
34	金手公園	0点	1点	0点	0点	1点	有り	制約無し
35	鋤迫池公園	0点	1点	1点	0点	1点	有り	制約無し

No.	公園名	公園の質			まちづくりとの整合		代替機能の有無	制約の有無
		維持管理状況	施設設置状況	面積	居住の誘導	まちづくり拠点		
36	糸原児童公園	0点	2点	1点	0点	1点	無し	制約無し
37	大海田漁港環境広場	0点	2点	1点	0点	1点	無し	制約無し
38	空港展望公園	1点	2点	1点	0点	1点	無し	制約無し
39	楓江住宅公園	0点	1点	0点	0点	1点	無し	制約無し
40	向陽台多目的広場	0点	3点	1点	0点	0点	無し	制約無し
41	武蔵向陽台コーナー公園	1点	1点	0点	0点	1点	有り	制約無し
42	武蔵向陽台さざんか公園	1点	1点	0点	0点	1点	有り	制約無し
43	武蔵向陽台ひまわり公園	1点	0点	0点	0点	1点	有り	制約無し
44	武蔵向陽台あじさい公園	1点	1点	0点	0点	1点	有り	制約無し
45	安岐向陽台中央公園	0点	3点	1点	0点	1点	無し	制約無し
46	安岐向陽台こすもす公園	1点	1点	0点	0点	1点	有り	制約無し
47	安岐向陽台さるびあ公園	1点	0点	0点	0点	1点	有り	制約無し
48	安岐向陽台コーナー公園	1点	0点	0点	0点	1点	有り	制約無し
49	安岐向陽台やまぶき公園	1点	1点	0点	0点	1点	有り	制約無し
50	小城展望公園	1点	2点	1点	0点	2点	無し	制約無し
51	上椿住宅公園	0点	1点	1点	0点	0点	無し	制約無し
52	安岐コミュニティ広場（たいたい公園）	0点	3点	1点	0点	0点	無し	制約無し
53	川原住宅公園	0点	1点	1点	0点	0点	無し	制約無し
54	塩屋農村公園	0点	1点	0点	0点	0点	無し	制約無し

3-2. 評価項目毎の結果

(1) 立地特性の評価点と公園数

■レクリエーション機能

国勢調査による人口を基に、将来人口を予測し、レクリエーション機能を評価いたしました。

レクリエーション機能	説明	公園数	面積 (㎡)
2点	周辺地域の人口が増加している公園	11	24,532
1点	周辺地域の人口の増減がない公園	9	382,468
0点	周辺地域の人口が減少している公園	34	311,456

■環境保全機能

森林、農用地、宅地等の土地利用状況から算出した樹林、農地などの緑で覆われる土地の面積割合（緑被率）を用いて環境保全機能を評価いたしました。

環境保全機能	説明	公園数	面積 (㎡)
2点	圏域内緑被率が 20%未満	1	2,137
1点	圏域内緑被率が 20~60%未満	5	17,714
0点	圏域内緑被率が 60%以上	48	698,605

■防災機能

国東市総合防災ハザードマップ（土砂災害の警戒区域、洪水・津波の浸水区域）を用いて防災機能を評価いたしました。

防災機能	説明	公園数	面積 (㎡)
2点	各種ハザードが複数該当する公園	1	5,074
1点	各種ハザードが該当する公園	10	171,861
0点	上記以外の公園	43	541,521

■ 景観機能

国東市景観計画に位置付けられる景観形成重点地区を用いて景観機能を評価いたしました。

景観機能	説明	公園数	面積 (㎡)
1点	景観形成重点地区該当する公園	12	76,884
0点	上記以外の公園	42	641,572

■ 生産拡大機能

国東市都市計画マスタープラン及び国東市立地適正化計画に位置付けられる観光・レクリエーション拠点を用いて生産拡大機能を評価いたしました。

精算拡大機能	説明	公園数	面積 (㎡)
1点	観光の拠点となっている公園	8	401,191
0点	上記以外の公園	46	317,265

(2) 利用状況の評価と公園数

各公園のイベント利用の実態を踏まえ、公園の利用状況の評価いたしました。

利用状況の有無	説明	公園数	面積 (㎡)
1点	定期的にイベント利用がされている公園	6	359,482
0点	定期的にイベント利用がされていない公園	48	358,974

(3) 公園の質の評価点と公園数

■維持管理状況

各公園の単位面積あたりの維持管理費を用いて維持管理状況の評価いたしました。

維持管理状況	説明	公園数	面積 (㎡)
1点	面積あたり維持管理費が平均より高い公園	13	27,323
0点	面積あたり維持管理費が平均より低い公園	41	691,133

■施設の設置状況

トイレ、駐車場、遊具の有無を用いて施設の設置状況の評価いたしました。

施設の設置状況	説明	公園数	面積 (㎡)
3点	トイレ、駐車場、遊具の3つがある公園	5	36,736
2点	トイレ、駐車場、遊具のうち2つがある公園	18	572,780
1点	トイレ、駐車場、遊具のうち1つがある公園	23	90,084
0点	トイレ、駐車場、遊具がない公園	8	18,856

■面積

一般的に徒歩圏内の住民が利用する都市公園の面積である 2,500 ㎡を用いて公園面積の評価いたしました。

面積	説明	公園数	面積 (㎡)
1点	公園面積が 2,500 ㎡以上の公園	37	699,724
0点	公園面積が 2,500 ㎡未満の公園	17	18,732

(4) まちづくりとの整合性の評価点と公園数

■居住の誘導

国東市立地適正化計画に位置付けられる都市計画区域内の居住誘導区域を用いて居住の誘導を評価いたしました。

居住の誘導	説明	公園数	面積 (㎡)
1点	居住誘導区域に該当している公園	3	12,517
0点	上記以外の公園	51	705,939

■まちづくり拠点

国東市立地適正化計画に位置付けられる都市拠点（市役所周辺区域）、観光・レクリエーション拠点、地域拠点（各総合支所周辺区域）を用いてまちづくり拠点を評価いたしました。

まちづくり拠点	説明	公園数	面積 (㎡)
2点	都市拠点、観光レクリエーション拠点に位置付けられる公園	14	480,425
1点	地域拠点に位置付けられる公園	19	41,560
0点	上記以外の公園	21	196,471

(5) 実現性・困難性の評価点と公園数

■代替機能の有無

誘致圏（半径 250m）の重なりを用いて代替機能の有無を評価いたしました。

代替機能の有無	説明	公園数	面積 (㎡)
有り	誘致圏域内に代替機能となる公園・広場がある公園	16	35,520
無し	誘致圏域内に代替機能となる公園・広場がない公園	38	682,936

■根拠法令

根拠法令を用いて用途転換・集約における制約の有無を評価いたしました。

制約の有無	説明	公園数	面積 (㎡)
有り	用途転換・集約が困難である公園（都市計画公園、県施設）	12	213,726
無し	用途転換・集約が可能である公園（上記以外の公園）	42	504,730

4. 公園再編の方向性

4-1. 今後の公園のあり方

今後の公園はまちづくりの視点から快適に過ごせる空間づくりとして発展的に利用され、民との連携による柔軟な使われ方も望まれております。国土交通省が令和4年にまとめた「都市公園の柔軟な管理運営のあり方検討会」の報告では、①都市公園政策に農地を緑地として取り込む、②民間が公園施設から得る収益（カフェ等）を公園整備に還元する、③公園の利用者の利便向上に必要な協議を行うため、自治会などの地域関係者と協議会を組織し、公園独自のルールづくりなどを行い、公園の有効活用に取り組むといった新たな制度の活用を促しています。

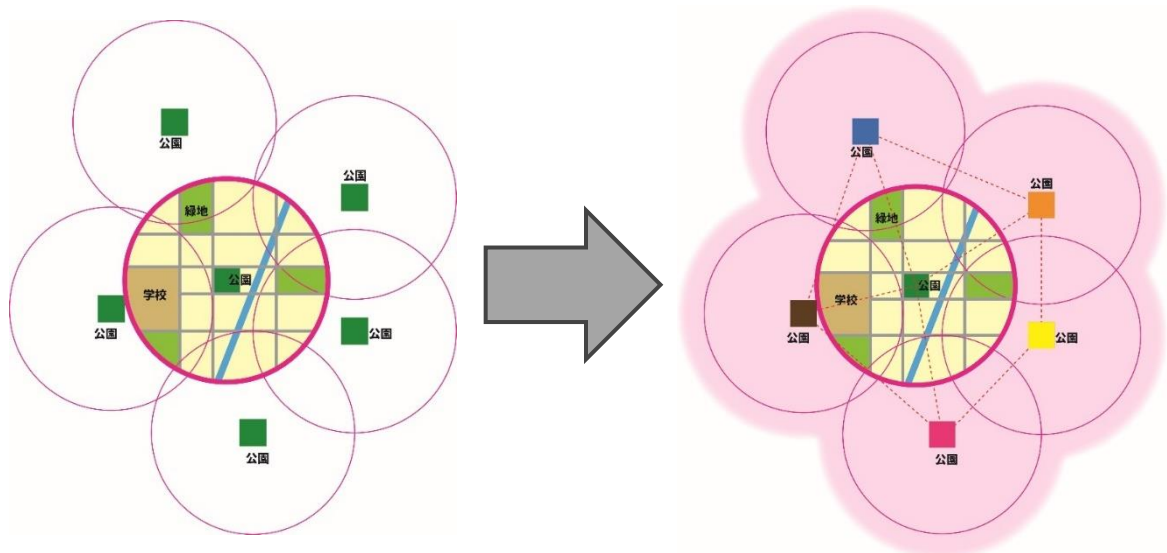
国東市においても、新たな制度を活用しつつ、公園を核としたまちづくりの発展が望まれていると考えています。

一方、国東市は、面積が小さい公園や機能が少ない公園が多くあり、誘致圏域内に同様の機能を持つ公園があれば用途転換・集約も見据えて、これらの公園の機能をニーズに合致するものに転換していくことが必要です。

そこで、国東市の公園の大半を占める小規模な公園の再編の方向性を以下のように整理します。

- 地区内全体で、休養・休息、子どもの健全な育成、健康運動、地域コミュニティ、動植物の生息などの様々な機能を果たすように機能の分担を図ります。
- 地区の将来人口の増減を踏まえ、機能の拡大や縮小を図ります。
- 高齢化率や年少人口率など地区や対象公園周囲の年齢構成を踏まえ、ニーズに合わせた機能の再編を図ります。
- 対象公園の周囲の土地利用状況や公共・公益施設等の立地状況を踏まえ、機能の再編を図ります。

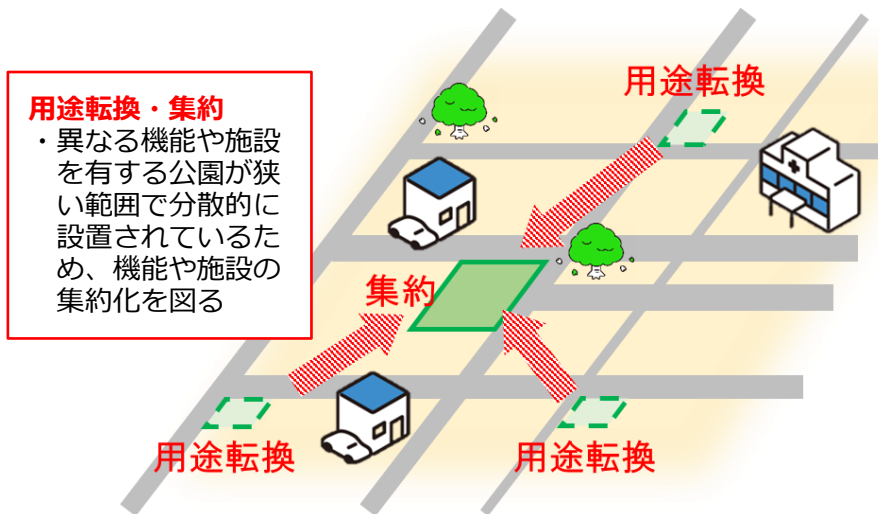
これまで公園単体で機能を発揮していましたが、**地区単位で公園を群として考え、各公園の立地状況などに応じて、機能を再配分することで、地区全体の公園の機能性の向上を図ります。**



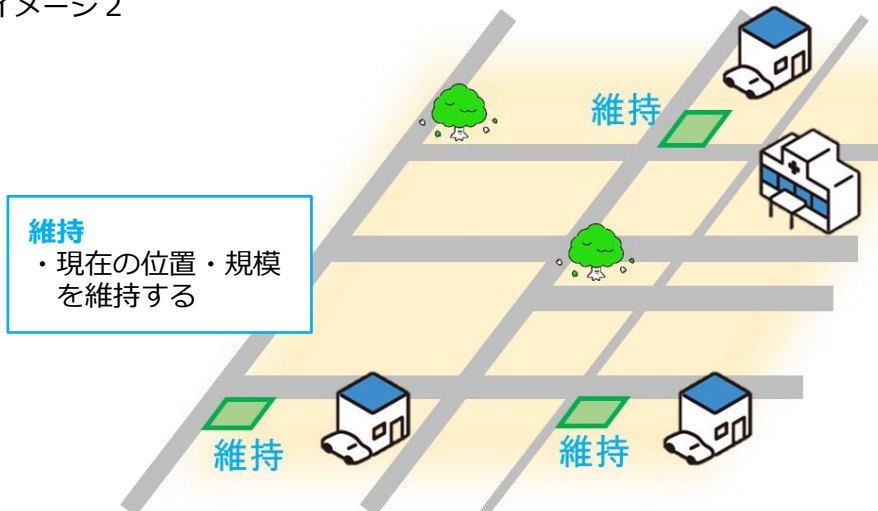
4-2. 公園再編のモデル案

地域単位での公園再編のイメージを示します。

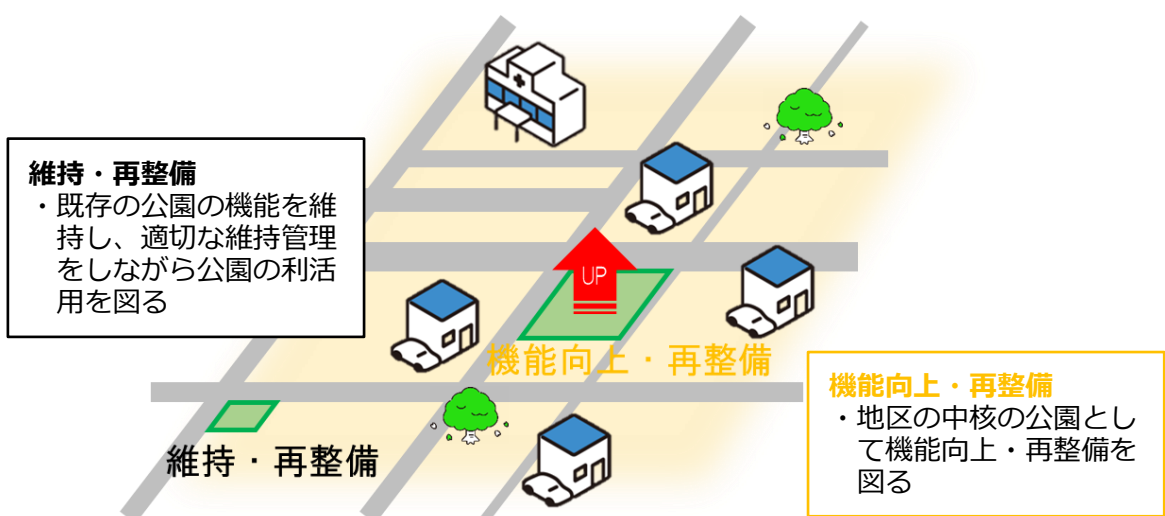
● イメージ 1



● イメージ 2

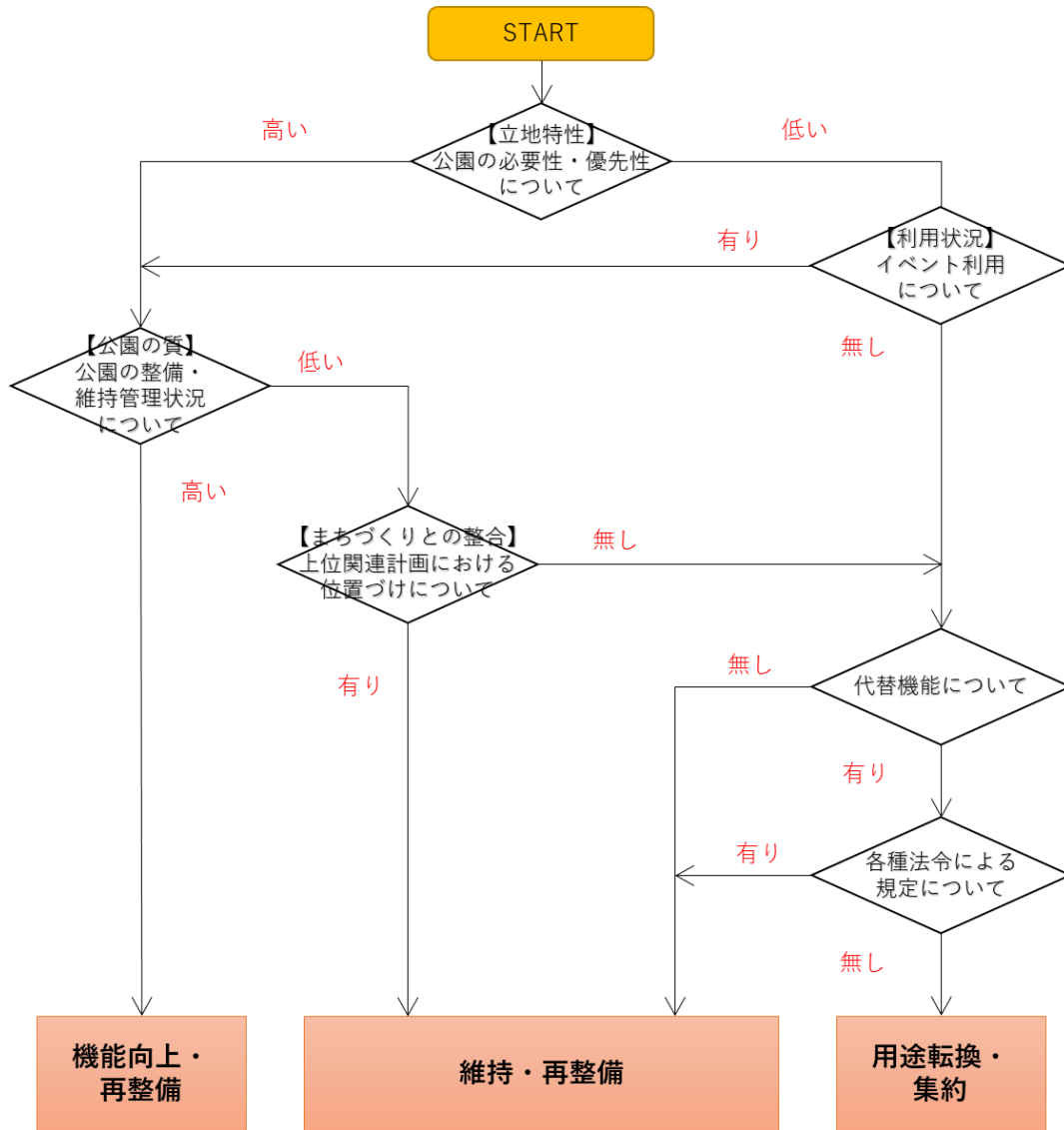


● イメージ 3



4-3. 見直しの方向性（検討の視点）を判定するフロー

各公園の見直しの方向性（検討の視点）は以下のフローを用いて行いますが、利用状況や市民の方々との合意形成を図りながら緩やかに再編を進めます。

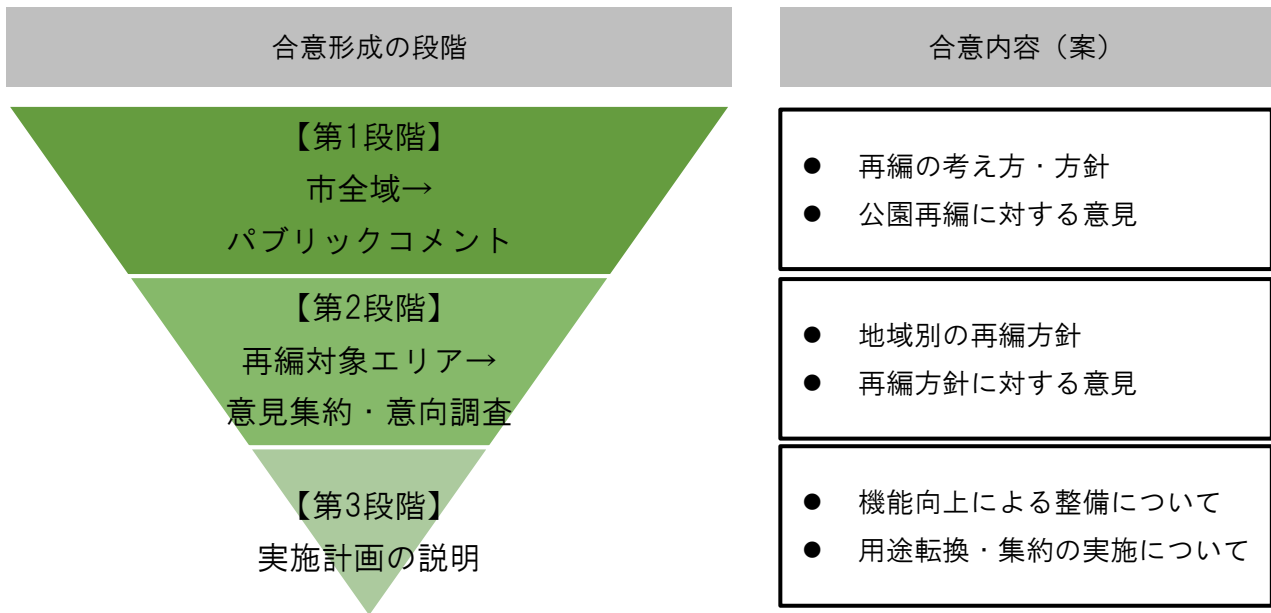


<p>機能向上 ・ 再整備</p>	<p>需要の高い公園とみなし、現状の公園の質を維持し、高い公共サービスを持続させていくとともに、既存の施設や機能のみならず、必要に応じて施設の新設や改築を図る。また、隣接未利用地、民有地等の活用や隣接施設との一体的整備による拡大を検討する。</p>
<p>維持 ・ 再整備</p>	<p>管理状況を踏まえ、老朽化等に伴う部分的な整備を行い、現状を維持する。また、実情に応じて機能や配置のあり方について検討する。</p>
<p>用途転換 ・ 集約</p>	<p>公園の用途転換・集約を検討する。また、余剰地の利活用も併せて検討する。</p>

5. 実現に向けて

公園の立地や規模、周辺の土地利用の状況は様々であり、公園に求められるニーズも多様です。そのため、全体の基本的な考え方を指針として設定し、市民の方々に理解して頂いた上で、個々の公園の再編にあたっては、市民の方々の合意形成を得ながら取り組みます。

そこで、各段階の合意形成の対象及び合意形成内容を以下のように設定します。



用語	説明
オープンスペース	公園、広場、河川、農地など、建築物によって覆われていない空間のこと。
観光拠点	本市で平成 31 年 3 月に策定された国東市都市計画マスタープランに謳われている観光拠点は「くにみ海浜公園」、「黒津崎海岸一帯」、「行入ダム」、「安岐ダム一帯」を指している。
緩衝	二つ以上の領域や用途の境界をなだらかにし、調和を保つこと。
居住誘導区域	一定エリアにおいて人口密度を確保し、居住者の生活の利便性を保つために必要なサービスやコミュニティの維持を図るように居住を誘導する区域のこと。
景観計画	景観法に基づき、景観の保全・形成を図るために定める計画。景観の保全・形成に関する方針・行為の制限、景観重要建造物・樹木の指定の方針等を定める。本市では令和 2 年 3 月に策定している。
景観形成重点地区	景観法に基づき、特に景観形成が必要であると認められる区域を指定し、その区域内で行われる建築物等の建築又は改造等について事前に審査する制度。本市では、「世界農業遺産モデル地区」、「山岳寺院文化地区」、「大分空港周辺地区」、「鶴川地区」を景観形成重点地区として指定している。
公共空地	都市計画法に基づき、公共の用に供するために確保された土地のこと。公園、緑地、広場、遊歩道などが該当する。
自然的土地利用	自然条件や社会経済条件に応じて行われる土地利用のこと。例えば、水田や畑などの農地は水分や肥沃度などによって適した場所で利用され、森林は降水量や気温などによって分布する。
社会資本整備	主に、間接的に生産資本の生産力を高める機能を有する社会的間接資本としてとらえる考え方、市場機構によっては十分な供給を期待し得ないような財としてとらえる考え方、事業主体に着目し、公共主体によって整備される財としてとらえる考え方がある。
ストック効果	整備された社会資本（その用途や役割）が機能することによって、整備直後から継続的に中長期にわたり得られる効果のこと。安全・安心効果、生活の質の向上効果、生産性向上効果などがある。
都市計画	指定された都市計画区域を対象に農林漁村との健全な調和を図りながら人々が健康で文化的な都市生活と機能的な都市活動を実現するために、適正な制限のもとに土地の合理的な利用を行うことができるように定める制度。
都市計画区域	都道府県が、自然的、社会的条件などを勘案して、一帯の都市として総合的に整備、開発及び保全する必要がある区域として指定した区域のこと。
都市構造	都市の空間的な姿。

用語	説明
都市計画法	都市の健全な発展と秩序ある整備を図るための土地利用、都市施設の整備及び市街地開発事業に関する計画を定めることにより、国土の均衡ある発展と公共の福祉の増進に寄与することを目的とする法律。
都市計画決定	都市計画法に基づき、国土交通大臣や都道府県知事が行う都市計画の決定手続きのこと。都市計画区域や準都市計画区域の指定、地域地区や促進区域の指定、都市計画施設や市街地開発事業等予定区域の指定などが含まれる。
都市計画施設	都市計画法第 11 条に掲げられている都市施設（道路などの交通施設、公園などの公共空地、上下水道などの供給・処理施設、河川などの水路、学校などの教育文化施設、病院等、市場、住宅施設、官公庁施設、流通業務団地など）に関して、その名称・位置・規模などが「都市計画」に定められたとき、その都市施設を「都市計画施設」と呼ぶ。
都市計画マスタープラン	都市計画法第 18 条の 2 に位置づけられる「市町村の都市計画に関する基本的な方針」にあたり、市町村が、住民の意見を反映しながら策定する計画のこと。中長期的な視点で将来像や目標を示し、具体的な施策や優先順位を明らかにする。本市では、平成 31 年 3 月に計画を策定している。
ハザードマップ	現在予測できる自然災害（洪水、高潮、土砂災害など）の被害範囲と避難場所を地図化したもの。本市でも災害が発生する可能性が高い場所を前もって知ることによって市民の皆様が地域の防災力・減災力を高め、事前の備えに役立ててもらうことを目的に作成している。
風致公園	都市公園法に基づき、風致地区内に設置される都市公園のこと。風致地区とは、自然景観や歴史的景観などが優れており、その保全が必要な区域のことである。風致公園は、風致地区の景観を保全し、かつ、市民の憩いの場として利用される。
緑とオープンスペース	都市において、緑色の景観要素や生物多様性を有する生態系を含む自然環境や人工的な緑化施設などの「緑」と、公共の用に供するために確保された土地や建築物の屋上・壁面などの「オープンスペース」を総称する言葉。これらは都市の快適性や魅力を高めるだけでなく、気候変動や災害リスクへの対応力も向上させる。
みどりの存在	自然環境や人工的な緑化施設などによって形成される緑色の景観要素や生物多様性を有する生態系のこと。みどりは人々の心身の健康や快適性を高めるだけでなく、気候変動や災害リスクへの対応力も向上させる。
緑のネットワーク	都市において、公園や緑道などの緑地を連結したり、河川や道路などに沿って緑化したりすることで形成される緑色の景観要素や生物多様性を有する生態系の連続体のこと。緑のネットワークは、人々の健康や快適性を高めるだけでなく、気候変動や災害リスクへの対応力も向上させる。
誘致圏	公園を新規に配置する際の基準のこと。

用語	説明
誘致距離	公共施設を利用する人の誘致圏の示す半円の距離のこと。
立地適正化計画	立地適正化法に基づき、立地適正化区域内で行われる工場等の新規立地や拡張立地について、その内容や時期などを調整し、環境保全や住民生活の安全・安心を図るために策定される計画のこと。本市では、急速な人口減少や少子高齢化が見込まれる状況であるが、防災面も考慮しながら、将来にわたり持続可能で、安心して快適に暮らし続けられるまちづくりを目指し、都市計画域内に「居住誘導区域」や「都市機能誘導区域」を定め、この区域内に居住や都市機能を誘導することで、地域公共交通と連携しながら、長期的な視点で「コンパクトシティ・プラス・ネットワーク」のまちづくりを推進するものとして、2022年3月に策定している。
緑地	都市公園等の営造物である緑地を意味する狭義な緑地と、社寺境内地、農耕地、山林、河川・水面などのオープンスペースまで含める広義の緑地がある。
緑道	都市公園の一種で、主に都市部に設けられた、車の通行を禁じ、歩行者または自転車専用とした、緑のある憩いの空間のこと。
緑被率	地区における自然的土地利用の面積が占める割合（％）のこと。